

4. 保安林

（林野庁のホームページ及び森林法より抜粋）

概要

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定された森林のことです。（森林法第25条第1項）

保安林の種類は、その指定の目的により17種類となっています。（森林法第25条第1項）

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| (1) 水源かん養保安林 | (2) 土砂流出防備保安林 | (3) 土砂崩壊防備保安林 |
| (4) 飛砂防備保安林 | (5) 防風保安林 | (6) 水害防備保安林 |
| (7) 潮害防備保安林 | (8) 干害防備保安林 | (9) 防雪保安林 |
| (10) 防霧保安林 | (11) なだれ防止保安林 | (12) 落石防止保安林 |
| (13) 防火保安林 | (14) 魚つき保安林 | (15) 航行目標保安林 |
| (16) 保健保安林 | (17) 風致保安林 | |

保安林の指定及び解除の権限は、民有林のうち国土保全の根幹となる重要流域にある流域保全のための保安林（水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林）及び国有林の保安林にあっては農林水産大臣、その他の民有保安林にあっては都道府県知事となっています。（森林法第25条～第26条の2）

保安林内における行為の制限

保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。（森林法第34条第2項）

4. 保安林

（環境省のホームページより抜粋）

[国土交通省「国土数値情報（国有林野）令和元年度」をもとに加工と都道府県提供の保安林区域図または保安林区域のGISデータ（EADAS）]



5. 防衛施設

（防衛省北関東防衛局のホームページ及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律より抜粋）

概要

防衛施設とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域のことで、

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項）

防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として、我が国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要です。

防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

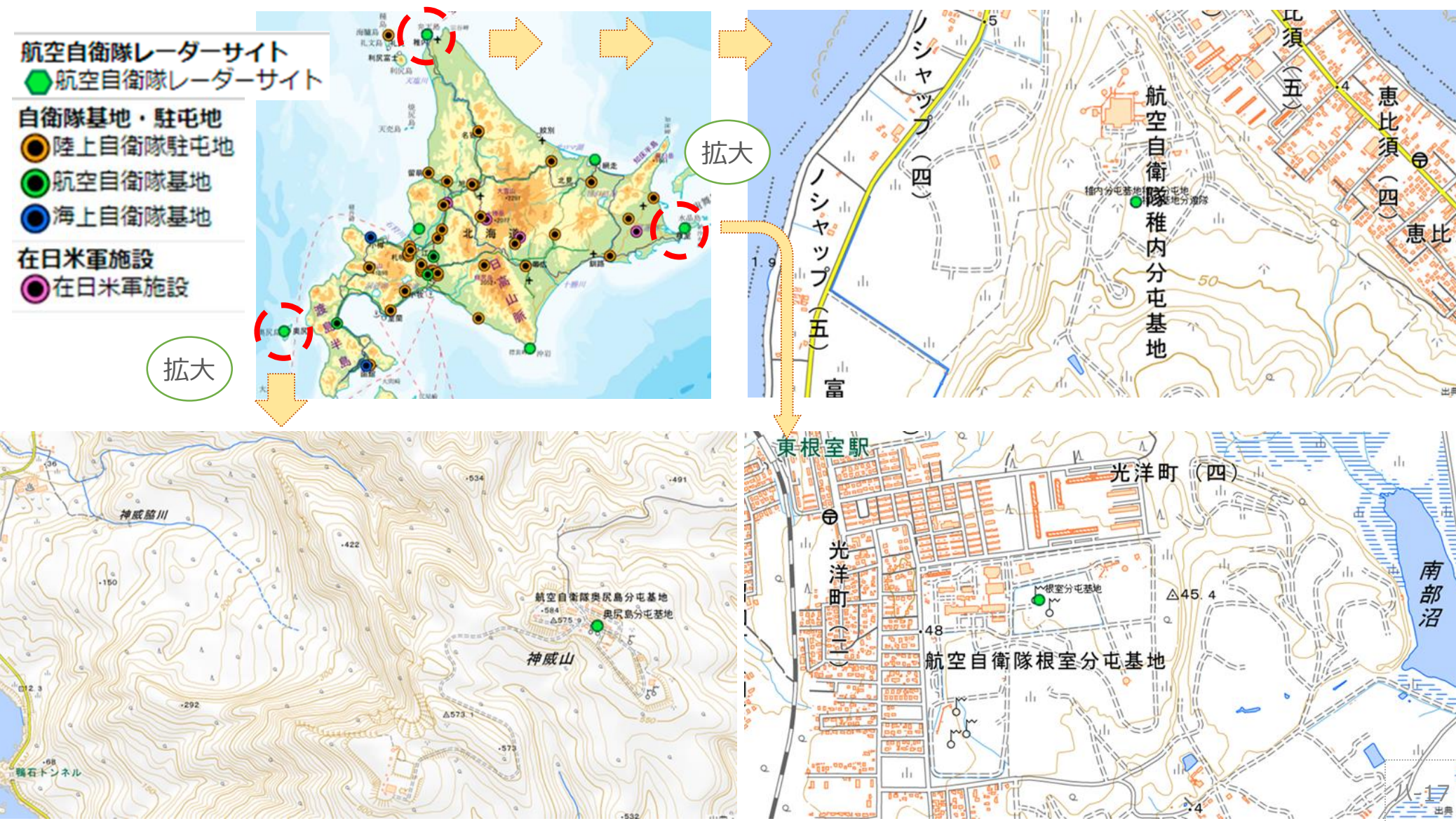
目的	施策	事業内容
騒音障害を防ぐ	防音工事の助成	○小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保育所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 ○住宅
	移転補償など	○建物の移転などの補償 ○土地の買入れ ○移転先地の住宅などの用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備	○植樹、草地整備など
騒音以外の障害を防ぐ	障害を防ぐ工事の助成	○用水路、溜め池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など

目的	施策	事業内容
生活・事業上の障害をやわらげる	民生安定施設の助成	○道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センター、学習等供用施設など ○農業用施設、魚業用施設など
周辺地域への影響をやわらげる	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など

5. 防衛施設

（環境省のホームページより抜粋）

[基地一覧（航空自衛隊）（平成28年3月時点）と各方面隊の駐屯地一覧（陸上自衛隊/航空自衛隊/海上自衛隊/防衛省）（EADAS）]



6. 保護水面

（水産庁のホームページより抜粋）

概要

保護水面とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域のことです。（水産資源保護法第17条）

この区域では、水産動植物の採捕が規制されています。

保護水面の指定

都道府県知事は、水産動植物の保護培養のため必要があると認めるときは、水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が定める基準に従って、保護水面を指定することができます。（水産資源保護法第18条）

保護水面の指定基準

保護水面は、次の各号のいずれかに該当する水面でなければならない。

一 次に掲げる基準をすべて満たす水面

イ 現に水産動植物が、著しく繁殖しているか又は適当な保護培養方法を講ずることにより水産動植物の繁殖を著しく促進できることが確実な水面

ロ 当該水面における水産動植物を保護培養することにより他の水面における当該水産動植物の増殖に貢献することが確実な水面

二 資源状態の著しく悪化している水産動植物が生息又は生育しており、適当な保護培養方法を講ずることにより当該水産動植物の繁殖を維持又は促進できることが確実な水面

（昭和28年3月2日農林省告示第94号、最終改正：平成5年4月8日農林水産省告示第322号）-18

6. 保護水面

（北海道各（総合）振興局及び環境省のホームページより抜粋）

[保護水面の表示]

12 保護水面、資源保護水面

当管内では、水産資源の保護培養のため水産資源保護法第15条第1項の規定により1河川が保護水面に設定されている。また、北海道内水面漁業調整規則第24条第3項により4河川が資源保護水面に設定されている。

西別川

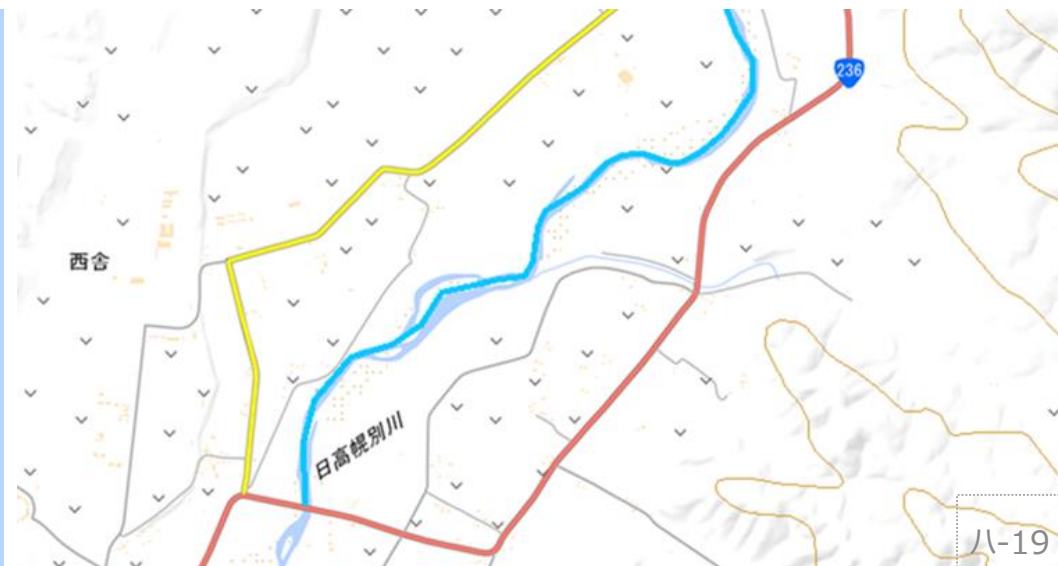


4. 保護水面の設定（資源保護法、北海道内水面漁業調整規則第47条）

日高管内の下記禁止区域では周年にわたり、すべての水産動植物の採捕は禁止されています。日高管内の保護水面と内容の一覧

禁止区域	水産動植物	禁止期間	適用
日高幌別川及び春別川	すべての水産動植物	周年	本支流
ニカンベツ川	すべての水産動植物	周年	本支流
歌別川	すべての水産動植物	周年	本支流

[都道府県から収集した保護水面に関する資料（平成28年度）（EADAS）]



7. 保護林

（林野庁のホームページ及び保護林制度より抜粋）

概要

保護林とは、原始的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野のことです。

現在の保護林区分は、①森林生態系保護地域 ②生物群集保護林 ③希少個体群保護林 の3区分となっています。

取扱いの方針

森林生態系保護地域と生物群集保護林は、一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分されており、取り扱いについては、以下のとおりとなっている。（保護林設定管理要領第4）

（1）保存地区 ： **原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる**ものとする

（2）保全利用地区 ： ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする
イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする

（3）次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする

ただし、保護林制度で運用されているため、**法的な根拠をもって規制しているわけではありません。**